

【参考資料】

建設現場における遠隔臨場に係るQ & A

【対象案件】

Q 1 消防局、教育委員会、上下水道部が直接発注する工事は対象となるか？

A 1 これらの機関が担当する工事発注案件は対象外です。

原則として、浜松市の市長事務部局が工事を担当する全ての土木工事及び建築工事を対象とします。

Q 2 低入札工事にも適用可能か？

A 2 適用可能です。なお、遠隔臨場の実施にあたっては、低入札工事であることを加味したうえで、方法や項目の設定をするようにしてください。

Q 3 特記仕様書、現場説明書等に遠隔臨場の記載がない工事は適用できないか？

A 3 受注者及び監督員との協議のうえで遠隔臨場に係る特記仕様書、現場説明書を適用していただければ活用可能です。その際、発注者が指定した場合と同等の創意工夫分野でのインセンティブ加算点が考慮されます。

Q 4 既契約工事に対しても、今回の改定内容は活用可能か？

A 4 受注者及び監督員との協議のうえ、施工計画書、指示書等で活用を決定し、遠隔臨場に係る特記仕様書、現場説明書を適用していただければ活用可能です。その際、発注者が指定した場合と同等の創意工夫分野でのインセンティブ加算点が考慮されます。

【実施計画書の記載内容と方法】

Q 1 実施計画書には何を記載すれば良いか？

A 1 主な記載内容は以下のとおりです。

【遠隔臨場の適用】

遠隔臨場を予定する項目、具体的な確認方法、確認頻度、活用段階の内訳（段階確

認等)、実施記録の方法等

【遠隔臨場のシステム情報】

通信アプリ名／撮影機器名／遠隔臨場の専用機区分／通信状況の見通し

Q 2 実施計画書は単独で提出する必要があるのか？

A 2 実施計画書は単独で提出する必要はありません。

施工計画書等に上記（【実施計画書の記載内容と方法】Q 1の問い）の回答に記載された項目について記載していただければ結構です。

Q 3 遠隔臨場で期待した映像品質が確認できなかった場合はどうするのか？

A 3 遠隔臨場を取り止め、従来通りの現場臨場を行うこととします。

なお、遠隔臨場の実施ができなかった旨の協議書を受注者及び監督員で交わすようにしてください。

Q 4 営繕工事等において、工事監理業務を受託した技術者が遠隔臨場によって現場の品質管理を行うことは可能か？

A 4 可能です。

なお、実施に当たっては、実施方法、頻度等を工事監理業務受託者及び監督員との協議のうえ決定してください。実施した場合は工事監理技術者と識別できる映像を含めてオンラインアプリのスクリーンショットを必要に応じて取得して監督員に報告してください。

Q 5 遠隔臨場による「検査・確認」はどのような項目に適用できるのか？

A 5 別添「遠隔臨場を実施する項目に関する取扱い」に遠隔臨場に不向きな項目と向いている項目を参考例示しています。これらを参考にして受注者及び監督員との協議のうえ決定してください。

現時点では通信機器等の性能、通信能力からして、完成検査、中間技術検査、出来高検査には適用できないと考えています。今後の技術的な進歩に合わせて判断していく必要があると考えます。

【実施記録】

Q 1 システム上、遠隔臨場を実施中の発注者の顔を入れたスクリーンショットが撮れない場合はどうしたらよいか？

A 1 受注者及び監督員との協議のうえで対応していただければと思いますが、黒板に「遠隔臨場」であること、監督員の氏名を記入するなどの工夫が必要になります。できるだけ安価で汎用性の高いオンライン会議アプリ等の採用をお勧めします。

【撮影機材等】

Q 1 使用するアプリケーションサービスの指定はあるのか？

A 1 指定はありませんが、アプリケーションについては iPad、Chromebook 等で通信可能な汎用性の高いオンライン会議アプリを想定しており、Zoom や FaceTime 等のアプリを想定しています。詳細については受注者及び監督員の協議により決定してください。

【費用負担】

Q 1 実施要領には「遠隔臨場にかかる費用は、共通仮設費率に含まれる」とあるが、どこかに根拠はあるのか？

A 1 基準書の記載は以下のとおりとなっております。

土木工事においては、土木工事標準積算基準書→共通仮設費→通信交通費

建築工事においては、公共建築工事共通費積算基準→共通仮設費→通信交通費

共に記載があり、特別な積み上げまでは必要ないと考えています。

【検証】

Q 1 具体的にどのような調査を予定しているか？

A 1 調査は受注者及び監督員それぞれの立場から工事完成時点で、オンラインによるアンケートの回答をお願いしています。

なお、回答方法は特記仕様書または現場説明書等に記載されています。